



## アパートを借りるときに気をつけたいこと



3月から4月にかけて、進学や就職、転勤などで引っ越しする方も多いと思います。そこで、アパートを借りるときに気をつけたい点を紹介합니다。

### アパートの契約前に……

#### ◆ 必ず現地に行って確認しましょう

インターネット上の間取りや写真だけで契約するのは**危険**です。部屋の内見だけでなく、建物の外観、交通の便などの周辺環境を、**必ず現地に行って確認しましょう。**



#### ◆ 契約の前にしっかり話を聞きましょう

契約書の『**重要事項説明書**』には、トラブルになりやすい退去時の原状回復費用について説明があります。不明な点や気になる事柄は、**納得できるまで質問しましょう。**



#### ◆ 契約内容を理解・納得してから契約しましょう

賃貸借契約には、契約期間の定めがあります。いったん締結した契約を解約する際、契約期間に満たない場合は、違約金等の支払請求がある場合があります。賃貸借契約書には、大切な事項が多く書かれていますので、内容の確認、不明な点は必ず確認して契約しましょう。

### ワンポイントアドバイス

#### ◆ 退去時の『原状回復』をめぐるトラブルに注意しましょう

賃貸トラブルで一番多いのは、退去時の原状回復に関するものです。**入居前に**室内をチェックして、キズや汚れがあるときは**日付入りの写真**を撮っておく事と、管理会社、又は家主と立会い入居前の確認をしておくで退去時のトラブル防止になります。



契約トラブルなど「こんなのアリ?」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【相談専用電話】 宮崎県消費生活センター 0985-25-0999  
都城支所 0986-24-0999  
いやや 延岡支所 0982-31-0999

【消費者ホットライン】 **188** (お近くの相談窓口(市町村または県消費生活センター)にナビダイヤルでつながります。)

